

(摘要) に前職分の加算額、支払者等を記入してください。

◆必ず令和8年度様式を使用してください。また、記入漏れや複写のずれがあると、住民税を正しく計算できない場合がありますので、枠の位置に気をつけて記入してください。

◆記入にあたっては必ず「令和7年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」等をご覧ください。（国税庁のホームページに掲載されているほか、事業所所在地を管轄する税務署でも配布しています。）

① **住所** 令和8年1月1日現在の住所（令和7年中の退職者は退職時の住所）を記入してください。

② **個人番号** 給与の支払いを受ける方の個人番号（マイナンバー）を記入してください。

③ **氏名** 漢字氏名、フリガナを正確に記入してください。

④ **種別** 俸給、給料、歳費、賞与などのように、給与等の種別を記載してください

⑤ **所得控除の額の合計額** 所得控除の合計額に誤りがないかご確認の上、必ず記入してください。

⑥ **非居住者である親族の数** 扶養親族等のうち、非居住者がいる場合、その人数を記入してください。

⑦ **配偶者（特別）控除の額** 配偶者特別控除だけでなく配偶者控除の場合も控除額の記入が必要です。

⑧ **配偶者の合計所得**

必ず記入してください。この欄への記入がないと配偶者控除・配偶者特別控除の額を確認できません。

⑨ **特定親族特別控除の額**

納税者が特定親族を有する場合には、その納税者の総所得金額等から、その特定親族1人につき、その特定親族の合計所得金額に応じて次の金額を控除する特定親族特別控除が、令和7年度税制改正により創設されました。下表の合計所得金額に該当する特定親族を有する場合、控除額を記入してください。

（注）「特定親族」とは、納税者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で合計所得金額が58万円超123万円以下の人をいいます。

なお、親族には児童福祉法の規定により養育を委託された、いわゆる里子を含みます。

特定親族の合計所得金額の見積額	特定親族特別控除額
58万円超85万円以下	63万円
85万円超90万円以下	61万円
90万円超95万円以下	51万円
95万円超100万円以下	41万円
100万円超105万円以下	31万円
105万円超110万円以下	21万円
110万円超115万円以下	11万円
115万円超120万円以下	6万円
120万円超123万円以下	3万円

⑩ 生命保険料等

「新生命保険料」、「旧生命保険料」、「介護医療保険料」、「新個人年金保険料」、「旧個人年金保険料」について、それぞれ該当する箇所に記入してください。

⑪ 住宅借入金等特別控除

住宅借入金等特別控除可能額、居住開始年月日、控除区分を記入してください。

※特定取得に該当する場合は控除区分の欄に「住(特)」と、特別特定取得に該当する場合（「特例取得」及び「特別特例取得」を含みます。）は「住（特特）」と、特例特別特例取得に該当する場合は「住（特特特）」と、特例居住用家屋に該当する場合は「住（特家）」と記入してください。

⑫ (源泉・特別) 控除対象配偶者、控除対象扶養親族など

控除対象配偶者、配偶者特別控除の対象となる配偶者、控除対象扶養親族、特定親族および16歳未満の扶養親族について、氏名・フリガナ・個人番号（マイナンバー）を記入してください。

なお、控除対象配偶者または配偶者特別控除の対象となる配偶者が非居住者である場合には、区分の欄に「〇」を記入してください。

また、控除対象扶養親族が非居住者である場合には、区分の欄に次表の分類に応じて記入してください。

●控除対象扶養親族の分類

控除対象扶養親族の分類	区分
居住者	空欄※ ¹
非居住者（30歳未満又は70歳以上）	01
非居住者（30歳以上70歳未満、留学生※ ² ）	02
非居住者（30歳以上70歳未満、障害者）	03
非居住者（30歳以上70歳未満、38万円以上送金※ ³ ）	04

※1 給与支払報告書を電子で提出する場合は「00」としてください。

※2 「留学生」とは、留学により国内に住所及び居所を有しなくなった方をいいます。

※3 「38万円以上送金」とは、扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている方をいいます。

※4 30歳以上70歳未満の非居住者が上記02～04の複数に該当する場合は、いずれかひとつを記載してください。

また、特定親族特別控除の適用を受けた場合は、特定親族各人別の特定親族特別控除の額に応じて、区分の欄に次のように記載してください。

●特定親族特別控除額の区分

特定親族特別控除額	区分 (特定親族が居住者)	区分 (特定親族が非居住者)	特定親族の合計所得金額の見積額
63万円	10	11	58万円超85万円以下
61万円	20	21	85万円超90万円以下
51万円	30	31	90万円超95万円以下
41万円	40	41	95万円超100万円以下
31万円	50	51	100万円超105万円以下
21万円	60	61	105万円超110万円以下
11万円	70	71	110万円超115万円以下
6万円	80	81	115万円超120万円以下
3万円	90	91	120万円超123万円以下

控除対象配偶者を含む同一生計配偶者、源泉控除対象配偶者、配偶者特別控除の対象となる配偶者、扶養親族、特定親族の各要件を適切に満たしているかご確認ください。

◆合計所得の金額の要件

同一生計配偶者（控除対象配偶者を含む）	58万円以下
源泉控除対象配偶者	95万円以下
配偶者特別控除の対象者	58万円超133万円以下
扶養親族（16歳未満の扶養親族を含む）	58万円以下
特定親族	58万円超123万円以下

※控除対象配偶者に加え配偶者特別控除の対象者も⑫に氏名および個人番号（マイナンバー）を記入することになっています。また年末調整をしていない場合は、源泉控除対象配偶者の氏名および個人番号（マイナンバー）を記入します。

⑬ 個人番号又は法人番号

給与支払者が法人の場合には13桁の法人番号を、個人事業主の場合には12桁の個人番号（マイナンバー）をそれぞれ記入してください（個人番号は一番左の1マスを空欄にして右詰めで記入してください。）

⑭ 未成年者から勤労学生までの各欄

各欄について、その受給者について該当する事項がある場合に○を付してください。

⑮ 元号

受給者の生年月日の元号を漢字（「明治」、「大正」、「昭和」、「平成」または「令和」）で記載してください。

⑯ 基礎控除の額

令和7年度税制改正により、合計所得金額が2,350万円以下の場合における基礎控除額が改正されました。下表の合計所得金額に応じて基礎控除の額を記入してください。

合計所得金額の見積額	基礎控除の額		
	改正後		改正前
	令和８・９年度分 （注①）	令和１０年度以後 （注①）	
１３２万円以下	９５万円 （注②）		４８万円
１３２万円超３３６万円以下	８８万円 （注②）	５８万円	
３３６万円超４８９万円以下	６８万円 （注②）		
４８９万円超６５５万円以下	６３万円 （注②）		
６５５万円超２，３５０万円以下	５８万円 （注②）		
２，３５０万円超２，４００万円以下	４８万円		
２，４００万円超２，４５０万円以下	３２万円		
２，４５０万円超２，５００万円以下	１６万円		
２，５００万円超	０円		

(注) ①個人住民税における年度表記です。所得税では「令和7・8年分」および「令和9年分以後」です。
②基礎控除額58万円にそれぞれ37万円、30万円、10万円、5万円を加算した金額となります。
なお、この加算は、居住者についてのみ適用があります。
③特定支出控除や所得金額調整控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。
④合計所得金額2,350万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。

⑰ **所得金額調整控除額**

主たる給与収入が850万円を超える方で、23歳未満の扶養親族がいる場合、または受給者・同一生計配偶者・扶養親族のいずれかが特別障害者である場合は所得金額調整控除額を記入してください。所得金額調整控除の適用がない方は空白としてください。

⑱ **摘要欄**

(ア) 特別徴収ができない方については、普通徴収該当理由の符号、普A～普Fのいずれか一つを必ず記入してください。未記入の方は特別徴収として事務処理させていただく場合があります。

(イ) 他の支払者が支払った給与等を通算して年末調整を行った場合には、他の支払者の氏名・名称、他の支払者が支払った給与等の金額、徴収した税額、控除した社会保険料等を記入してください。

(ウ) 合計所得金額が58万円以下の生計を一にする配偶者（同一生計配偶者）であっても、受給者の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、配偶者控除を受けることができません。ただし、このような方でも障害者、特別障害者または同居特別障害者に該当する場合は障害者控除を受けることができます。その場合は摘要欄に「氏名（同配）」と記入してください。

(例) 世田谷 松子（同配）

(エ) 所得金額調整控除の適用がある場合、年齢が23歳未満または特別障害者である扶養親族が「控除対象扶養親族」欄、「16歳未満の扶養親族」欄のいずれにも記載されていないときは、「氏名（調整）」と記入してください。

(例) 世田谷 次郎（調整）

特別障害者である同一生計配偶者については上記（ウ）をご覧ください。

(オ) 租税条約が適用されている場合は、該当する条約名及び条文を記入してください。

(カ) 丙欄の場合には必ず「丙欄」と記入してください。

(キ) 海外出張の方は、出国先、赴任期間（予定の場合は、その期間）を記入してください。

(ク) 個人住民税では、扶養親族等の要件とされる合計所得金額等には、退職所得（源泉徴収されたものに限ります。以下同じです。）の金額は含めないこととされています。

退職所得のある配偶者又は親族等の合計所得金額を退職所得の金額を除いた上で計算した結果、納税者が個人住民税の配偶者（特別）控除、扶養控除等を受けることができる場合には、その配偶者又は親族等に関する以下の【必要事項】を摘要欄に記入し、氏名の前に「(退)」と記入した上、「5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号」または「5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号」の欄に個人番号（マイナンバー）を記入してください。

この場合、摘要欄に記入した氏名と、「5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号」または「5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号」の欄に記入した個人番号（マイナンバー）との対応関係が分かるようにしてください。

【必要事項】

- ・ 氏名
- ・ 配偶者又は扶養親族若しくは特定親族である場合はその旨
- ・ 生年月日
- ・ 住所
- ・ 障害者又は特別障害者である場合はその旨
- ・ 国外居住する非居住者である場合はその旨（控除対象扶養親族の場合、⑫の「●控除対象扶養親族の分類」における区分01～04の場合に限る）
- ・ 退職所得を除く合計所得金額の見積額
- ・ 納税者が寡婦^{※1}又はひとり親^{※2}である場合（退職手当等の支払を受ける扶養親族がいる場合^{※1}又

は生計を一にする子がいる場合※²に限る)はその旨

例：(退) 世田谷 松子 (配偶者・昭和 43 年 4 月 3 日・世田谷区世田谷 4-21-27・障害者・58 万円)

(ケ) 控除対象扶養親族、特定親族、16 歳未満の扶養親族を記入しきれない場合、その氏名を摘要欄に記入※し、「5 人目以降の控除対象扶養親族の個人番号」、「5 人目以降の 16 歳未満の扶養親族の個人番号」欄に個人番号 (マイナンバー) を記入してください。氏名・個人番号 (マイナンバー) のそれぞれの前に括弧書きの数字を記入し、対応関係がわかるようにしてください。

※摘要欄の氏名の後に、以下の 1～3 の場合に依じて記入してください (記入例の摘要欄参照)。

1. 16 歳未満の扶養親族の場合は「(年少)」と記入
2. 非居住者の場合は、⑫の「●控除対象扶養親族の分類」または「●特定親族特別控除額の区分」における区分を記入 (16 歳未満の非居住者の場合は「(非居住者)」と記入)
3. 特定親族の場合は、特定親族特別控除の額に応じて、⑫の「●特定親族特別控除額の区分」における区分を記入